

# 令和4年 宜野湾市教育委員会第1回(定例会)会議録

教育長 知念 春美

教育委員 普天間 みゆき

開催日時：令和4年1月24日(月) 開会10:00 閉会11:30

開催場所：宜野湾市教育委員会 会議室

出席者：知念春美教育長、知念菜穂子教育長職務代理者、普天間みゆき委員、  
仲村和也委員

欠席者：桃原修委員

## 出席職員

- 【教育部】教育部長 嘉手納貴子、教育部次長 真喜志若子  
(総務課) 教育企画係長 禰覇由美子、教育企画係主任主事 山内健作  
(生涯学習課) 生涯学習課長 真鳥かおり、公民館係長 里博和、  
文化スポーツ振興係担当主査 長谷川浩史  
(市立博物館) 市立博物館館長 平敷兼哉、学芸係長 伊藤圭
- 【指導部】指導部長 又吉直正、指導部次長 川上一徳  
(指導課) 指導課長 與那嶺哲、指導係長 崎濱暖代

## 議事日程

- 議案第1号 宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第2号 宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第3号 宜野湾市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令について

- 議案第 4 号 宜野湾市スポーツ推進審議会運営規則を廃止する規則について
- 議案第 5 号 宜野湾市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則について
- 議案第 6 号 宜野湾市学校体育施設の開放に関する規則を廃止する規則について
- 議案第 7 号 宜野湾市スポーツ少年団県外等派遣に関する補助金交付要綱を廃止する告示について
- 議案第 8 号 宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第 9 号 宜野湾市立博物館管理運営規則の一部を改正する規則について
- 議案第 10 号 宜野湾市史編集委員会規則の一部を改正する規則について
- 議案第 11 号 宜野湾市史編集委員会補欠委員の委嘱について
- 議案第 12 号 宜野湾市立学校施設の使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について

#### 報告事項

(教育部の報告)

- ・成人式の開催日延期について

(指導部の報告)

- ・市内小中学校の新型コロナウイルス感染状況について

○知念春美 教育長 皆様おはようございます。本日の出席委員は3名で、定足数を達しております。ただ今から、令和4年第1回宜野湾市教育委員会定例会を開催いたします。本委員会で審議します案件は12件となっております。本日の会議録署名人は、普天間教育委員を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。続きまして、12月23日開催の第13回定例教育委員会の会議録の署名を行います。会議録の署名委員は、知念教育委員となっております。会議録につきましても、すでに配布してございますが、字句の訂正を除き承認していただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ただ今、第13回定例教育委員会の会議録について承認をいただきました。知念委員は後ほど署名をお願いいたします。それでは、審議に入ります前に、教育長諸般の報告を行います。緑色の報告書1頁をご覧ください。

---

#### (教育長諸般の報告)

○知念春美 教育長 12月24日(金)、高齢者叙勲伝達式がありまして仲本實様に伝達を行いました。27日(月)、石川正信委員退任のため市長へのご挨拶に同席しました。2つ目に教育委員辞令及び監査委員辞令交付式がございまして仲村和也新教育委員に市長が任命をしております。それから、青少年健全育成交流事業贈呈セレモニーがございまして、本市の少年野球チームにラインカーや野球ボールの贈呈がありました。1月5日(水)、普天間朝光先生の春秋叙勲受章の市長への報告がございまして同席しております。それから新型コロナウイルス感染症対策本部会議に出席いたしました。7日(金)、新型コロナウイルス感染症対策本部会議に出席。11日(火)、宜野湾小学校創立140周年記念のビデオメッセージを収録しております。12日(水)、中頭地区定例教育長会へ出席。13日(木)、宜野湾市定例校長会を行いました。14日(金)、先ほど申し上げました宜野湾小学校創立140周年記念式典がありまして、ビデオメッセージで対応しております。19日(水)、第6回行財政改革本部会議はWEB会議で出席しております。21日(金)、沖縄県都市教育長協議会についてもオンライン開催のため、WEB会議で出席しております。そして本日、24日(月)、令和4年第1回定例教育委員会会議となっております。以上が教育長の諸般の報告といたします。休憩します。

---

○知念春美 教育長 再開します。日程1「議案第1号 宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則について」、日程2「議案第2号 宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則について」並びに日程3「議案第3号 宜野湾市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令について」は、関連する議題となる為、一括して審議したいと思います。よろしいでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、議案第1号、議案第2号並びに議案第3号について一括して審議いたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○嘉手納貴子 教育部長 それでは、議案第1号から第3号の説明に入る前に今回提案しております議案の概要についてご説明申し上げます。別添2枚つづりの資料ですが「令和4年第一回定例教育委員会議案の概要について」をご覧ください。併せて水色の表紙の議案書をめくっていただきまして、議事日程をご覧ください。議案第1号から第7号までについては令和4年度組織機構改革の実施に伴い先の12月市議会定例会において宜野湾市教育委員会の職務権限に関する条例が議案可決されたことによるもので、教育部生涯学習課で所管している学校における体育に関するものを除くスポーツに関する事務が令和4年度より市民経済部観光スポーツ課へ事務移管することに伴い、関連する規則等の改正、廃止を行うものでございます。次に議案第8号、議案第9号については宜野湾市の公共施設における使用料等の見直しに係る条例が令和4年4月1日付で施行予定であることから、関係する規則の改正を行うものでございます。続いて議案第10号、第11号については、市立博物館で所管しております宜野湾市史編集委員会の所掌事務の追加と補欠委員の選任でございます。議案第12号につきましては、指導部の提案理由となっておりますので、後ほど指導部よりご説明があります。以上が提案理由の概要となります。それでは初めに、議案第1号から議案第3号まで一括してご説明申し上げます。水色の表紙の議案書1頁をご覧ください。議案第1号 宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則について、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和4年1月24日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。提案理由でございます。第441回宜野湾市議会定例会において、宜野湾市教育委員会の職務権限の特例に関する条例が原案可決されたことにより、令和4年度より、学校における体育に関するものを除く、スポーツに関する事務を、市長が管理し、執行することとなったため、当該規則の一部を改正する必要があるためでございます。改正内容につきましては、別冊の新旧対象表にて、ご説明申し上げます。黄色表紙、新旧対照表1頁をご覧ください。新旧対照表は、左側が現行で、右側が改正案でございます。第2条（委任事項）の改正でございます。教育委員会から教育長へ事務委任することができない事項について規定しております。スポーツに関する事務が市長部局へ移管することに伴い、第11号中「スポーツ推進審議会委員及びスポーツ推進委員」の委嘱について削除するものでございます。続きまして水色資料の議案書の3頁をお開きください。議案第2号 宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。提案理由等につきましては、議案第1号と同じになりますので、割愛させ

ていただきます。改正内容でございますが、黄色表紙の新旧対照表 2 ページをご覧ください。まず、第 3 条（組織）の改正でございます。教育部から市長部局への移管に伴い、文化スポーツ振興係を文化振興係へ名称を変更し、また下段の 2 項において指導部の給食会計係を加えるものでございます。次に別表の改正でございます。3 頁をお開きください。生涯学習課の事務のうち、第 7 号から第 12 号にかけてのスポーツに関する事項についても削除するものでございます。続きまして議案書 5 頁をお開きください。水色の議案書でございます。議案第 3 号宜野湾市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令についてでございます。提案理由等も先ほどご説明しました議案第 1 号、議案第 2 号と同じになりますので割愛いたします。黄色の新旧対照表 4 頁をお開きください。別表第 2 でございます。当該規程では事務の事項ごとに決裁等の区分が定められております。事務移管に伴い、めくりまして 5 頁、第 16 号から、6 頁の第 27 号にかけてスポーツに関する事務について削除するものでございます。さらに、今回の事務移管とは別に規程を整理する事項がございましたので、併せて改正いたします。内容につきましては黄色の新旧対照表 5 頁に戻りまして、第 12 号、国、県支出金、社会教育費補助金要請及び実績報告に関すること及び、第 13 号、社会教育関係団体に関する補助金交付申請に関することについては、共通専決事項と重複しておりますので、削除いたします。最後にこれら 3 件の規則、訓令の施行日は令和 4 年 4 月 1 日とします。以上、議案第 1 号から議案第 3 号までご説明申し上げ、あとはご質疑にお答えいたします。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。普天間委員。

○普天間みゆき 委員 わからないので教えてほしいのですが、黄色資料 2 頁、下から 4 行目の新たに追加される給食会計係の事務について、今までどの部署が担当していたのでしょうか。

○知念春美 教育長 指導部次長。

○川上一徳 指導部次長 今回、給食会計係が新たに設置されますが、ひとつ前にある管理係が組織の再編により 2 つに分けることで新たに設置されます。

○普天間みゆき 委員 では以前まで管理係が担っていた業務を会計係へ分けるということでしょうか。

○川上一徳 指導部次長 おっしゃる通りです。

○普天間みゆき 委員 わかりました。ありがとうございます。

○知念春美 教育長 他にご質疑はありますか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終了いたしますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより日程1「議案第1号宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて、日程1議案第1号を終了いたします。続きまして、日程2「議案第2号 宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて、日程2議案第2号を終了いたします。続きまして、日程3「議案第3号 宜野湾市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて、日程3議案第3号を終了いたします。

---

○知念春美 教育長 続きまして、日程4「議案第4号 宜野湾市スポーツ推進審議会運営規則を廃止する規則について」、日程5「議案第5号 宜野湾市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則について」、日程6「議案第6号 宜野湾市体育施設の開放に関する規則を廃止する規則について」並びに日程7「議案第7号 宜野湾市スポーツ少年団県外等派遣に関する補助金交付要綱を廃止する告示について」は、関連する議案となる為一括して審議したいと思いますがよろしいでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、議案第4号、議案第5号、議案第6号並びに議案第7号について一括して審議いたします。これより、担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○嘉手納貴子 教育部長 議案第1号から議案第3号において、スポーツに関する移管に伴う規則の改正を議題としましたが、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号については同じくスポーツに関する事務の移管に伴い、教育委員会の規則及び告示を令和4年4月1日に廃止するためのものでございます。市長がスポーツに関する事務を管理、執行するにあたり市長部局において、新たに規則及び告示を制定することになります。それでは議案書10頁をお開き

ください。議案第4号宜野湾市スポーツ推進審議会運営規則を廃止する規則についてでございます。提案理由でございますが、第441回宜野湾市議会定例会において、宜野湾市教育委員会の職務権限の特例に関する条例が原案可決されたことにより、令和4年度から、学校における体育に関することを除く、スポーツに関する事務を、市長が管理し、執行することとなったため、本規則を廃止する必要があるためでございます。内容につきましては、別冊となっておりますピンク色の議案資料39頁をお開きください。宜野湾市スポーツ推進審議会運営規則を添付してございます。本規則はスポーツの推進に関する重要事項を審議するために宜野湾市スポーツ推進審議会条例に基づいて設置される宜野湾市スポーツ推進審議会の会長及び副会長の選任方法や定足数等の会議の運営に関して定めてございます。事務移管に伴い当該規則を廃止とします。次に水色冊子、議案書の12頁をお開きください。議案第5号宜野湾市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則についてでございます。提案理由等は議案第4号と同じですので割愛いたします。また、ピンク色の議案資料41頁をお開きください。宜野湾市スポーツ推進委員に関する規則を添付してございます。本規則はスポーツ推進委員の職務や任期等について定めてございます。当該規則についても廃止とします。次に議案書14頁をお開きください。議案第6号宜野湾市立学校体育施設の開放に関する規則を廃止する規則についてでございます。提案理由等はこちらも割愛いたします。ピンク色の議案資料45頁をお開きください。宜野湾市立学校体育施設の開放に関する規則を添付してございます。本規則は学校教育に支障のない範囲で小学校及び中学校の体育施設を市民に利用してもらうため、施設の利用手続きに関することや、管理指導員について定めてございます。同じく当該規則を廃止とします。次に議案書16頁をお開きください。議案第7号宜野湾市スポーツ少年団県外等派遣に関する補助金交付要綱を廃止する告示についてでございます。提案理由等はこちらも割愛させていただきます。ピンク色の議案資料51頁をお開きください。宜野湾市スポーツ少年団県外等派遣に関する補助金交付要綱を添付してございます。本要綱は宜野湾市スポーツ少年団に加盟登録している団体又は個人が沖縄県を代表して、県内又は県内離島の大会に派遣される場合に要する経費に対し、補助金を交付するため、補助金の金額や交付申請の手続きを定めてございます。同じく当該要綱を廃止とします。以上、議案第4号から議案第7号までを説明申し上げ、あとはご質疑にお答えしたいと思います。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。普天間委員お願いします。

○普天間みゆき 委員 膨大な量の事務が移管されると思いますが、今回廃止される事務等がそのまま移管されるということによろしいですか。

○知念春美 教育長 教育部長お願いします。

○嘉手納貴子 教育部長 先の12月定例会において、条例でもって学校における体育を除くス

ポーツに関する事務については今後市民経済部の観光スポーツ課へ移管します。今回はその条例に関わる規則等を整理するための廃止であり、今後は市民経済部において同じような規則になるとは思いますが制定しまして、業務については遜色のないように執行することになっております。

○普天間みゆき 委員 ありがとうございます。市民が混乱しないようスムーズに移管できればと思います。

○知念春美 教育長 他にご質疑はありますか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終了いたしますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより日程4「議案第4号宜野湾市スポーツ推進審議会運営規則を廃止する規則について」を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて、日程4議案第4号を終了いたします。続きまして、日程5「議案第5号 宜野湾市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則について」を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて、日程5議案第5号を終了いたします。続きまして、日程6「議案第6号 宜野湾市立学校体育施設の開放に関する規則を廃止する規則について」を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて、日程6議案第6号を終了いたします。続きまして、日程7「議案第7号 宜野湾市スポーツ少年団県外等派遣に関する補助金交付要綱を廃止する告示について」を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて、日程7議案第7号を終了いたします。

---

続きまして、日程8「議案第8号 宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。本件に関する担当者の趣旨説明を

求めます。教育部長。

○**嘉手納貴子 教育部長** それでは議案書 18 頁をお開きください。議案第 8 号 宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求めます。令和 4 年 1 月 24 日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。提案理由でございますが、宜野湾市使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、条例の改正を行った結果、宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則の一部を改正する必要があるためでございます。それでは別冊黄色い表紙の新旧対照表 8 頁をお開きください。第 6 条第 1 項但し書きについては、本市又は教育委員会が業務で集会場や研修室等を使用する際に手続きを簡素化するため字句の改正を行なっております。次に第 10 条第 2 項 3 号中、喫煙又は、とあるのを市庁舎は全室禁煙となっていることから、字句を削除してございます。9 頁をお開きください。9 頁から 17 頁にございます、様式第 1 号から第 9 号までの改正となります。まず一つ目の改正は令和 3 年 12 月議会にて宜野湾市使用料の見直しに係る関係条例の整備に関する条例において新たに多目的室の使用料を定めたため、様式の使用室名及び許可施設名欄中に多目的室を新たに追加してございます。また、2 つめの改正は今回の規則改正に伴い改めて規則全体を見直した結果、元号が変更になっても引き続き使用できるようすべての様式において元号を削除し、現在の運用に合わせた字句の改め、削除を行っております。さらに本市の行政手続き及び内部手続きにおける押印等の見直し方針に基づき、申請者の押印欄も削除してございます。最後になりますが水色表紙の議案書に戻りまして、21 頁をお開きください。下段にある附則でございますが、この規則の施行期日は令和 4 年 4 月 1 日となります。以上が議案第 8 号宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてのご説明になります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**知念春美 教育長** 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。質疑がございませんので、質疑を終わりたいと思いますがご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○**知念春美 教育長** ご異議ありませんので質疑はこれにて終了いたします。これより日程 8 「議案第 8 号 宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○**知念春美 教育長** ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて、

日程 8 議案第 8 号を終了いたします。

---

○知念春美 教育長 続きまして、日程 9 「議案第 9 号 宜野湾市立博物館管理運営規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。本件に関する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○嘉手納貴子 教育部長 それでは水色表紙の議案書 22 頁をお開きください。併せて別冊黄色い表紙の新旧対照表のご準備お願いいたします。議案第 9 号 宜野湾市立博物館管理運営規則の一部を改正する規則について、宜野湾市立博物館管理運営規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求めます。令和 4 年 1 月 24 日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。提案理由でございますが、宜野湾市立博物館内一部施設を貸室にすることに伴い、宜野湾市立博物館管理運営規則の一部を改正するためでございます。改正内容につきましては別冊の新旧対照表にてご説明申し上げます。黄色の表紙、新旧対照表の 18 頁をご覧ください。左が現行で右が改正案でございます。今回、市立博物館の施設の貸室に伴い、18 頁の規則第 11 条の次に第 12 条から第 18 条までの 7 つの条文及び 31 頁の様式第 9 号から第 14 号までを追加しております。また 21 頁をお開きください。条文の追加に伴い、現行の第 12 条が第 19 条に、第 13 条が第 20 条に繰り下げとなります。また現行の第 14 条は第 21 条に繰り下げ、第 21 条中の第 1 項の係長の次に宜野湾市立博物館設置条例第 3 条の（職員）に基づき、学芸員を加え、字句を改めてございます。次に現行の第 15 条は第 22 条とします。また、第 16 条は宜野湾市教育委員会教育長事務決裁規程において、事業計画の作成は博物館長の個別専決事項と規定しておりますので、本条文を削除いたします。次に第 17 条は第 23 条とし、現在の博物館の運用に合わせて条文の一部を削除並びに字句を改めます。そして 23 頁から 28 頁にかけては、様式第 1 号、様式第 3 号、様式第 5 号、及び様式第 6 号の 4 様式につきましては市民の行政手続きにおける押印等の見直しの観点から、印を削除いたします。最後になりますが、水色の議案書の 33 頁に戻りまして、下段の附則でございます。この規則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。以上が議案第 9 号宜野湾市立博物館管理運営規則の一部を改正する規則についての説明になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。普天間委員。

○普天間みゆき 委員 教えてください。黄色冊子の 21 頁第 21 条の学芸員を追加していますが、今までは学芸員はいなくて、今回、学芸員という役割が新たに入ってきたということでしょうか。

○知念春美 教育長 教育部長。

○嘉手納貴子 教育部長 これまでも博物館に関しましては、本日出席しております伊藤も学芸員として、係長、主事、主事補とありましたけれども、専門職としての学芸員の配置はございましたので、今回の使用料見直しの改正と併せて規則でも学芸員の職を追加し、改めてございます。

○普天間みゆき 委員 わかりました。ありがとうございます。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので質疑はこれにて終了いたします。これより日程9「議案第9号 宜野湾市立博物館管理運営規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて、日程9議案第9号を終了いたします。

---

○知念春美 教育長 続きまして、日程10「議案第10号 宜野湾市史編集委員会規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。本件に関する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○嘉手納貴子 教育部長 それでは議案書34頁をお開きください。併せて新旧対照表のご準備をお願いいたします。議案第10号 宜野湾市史編集委員会規則の一部を改正する規則について、宜野湾市史編集委員会規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和4年1月24日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。提案理由でございます。宜野湾市史編集委員会の所掌事務を追加したいため、規則の一部を改正する必要があるためでございます。改正内容につきましては、別冊の新旧対照表にてご説明申し上げます。37頁をご覧ください。改正内容は第2条第1項第2号中に資料の公開を追加してございます。追加の理由といたしまして、これまで市史編集委員会では市史編集に係る資料の調査や収集について事務局に助言を行ってまいりましたが、事務局では今後はこれまでに収集してきた宜野湾関係資料の公開に関しても資料の内容に応じて市史編集委員からのご助言を賜りたいことから、文言を追加いたしました。そして議案書の35頁をお開きください。附則でございますが、この規則は令和4年4月1日から施行する。以上が議案第10号 宜野湾市史編集委員会規則の一部を改正する規則についての説明になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。質疑がございませんので、質疑を終わりたいと思いますがご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので質疑はこれにて終了いたします。これより日程 10「議案第 10 号 宜野湾市史編集委員会規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて、日程 10 議案第 10 号を終了いたします。

---

○知念春美 教育長 続きまして、日程 11「議案第 11 号 宜野湾市史編集委員会補欠委員の委嘱について」を議題といたします。本件に関する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○嘉手納貴子 教育部長 それでは議案書 36 頁をお開きください。併せて新旧対照表のご準備をお願いいたします。議案第 11 号 宜野湾市史編集委員会補欠委員の委嘱について、別紙のものを宜野湾市史編集委員会委員に委嘱したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第 2 条第 11 号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和 4 年 1 月 24 日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。提案理由でございます。宜野湾市史編集委員会委員の辞任に伴い、宜野湾市史編集委員会規則第 3 条第 2 項の規定により、委員 1 名を新たに委嘱する必要があるためでございます。それでは別冊の新旧対照表にてご説明申し上げます。38 頁をご覧ください。宜野湾市史編集委員会委員名簿でございます。今回新たに委嘱する委員は 4 番の秋山道宏様の 1 名で、選出区分は学識経験者となります。今回の委嘱につきましては、市史編集委員の吉浜忍委員が昨年 9 月に辞任したことによる補欠委員の委嘱でございますので、宜野湾市史編集委員会規則第 4 条に則り、委嘱期間は前任者の残任期間であります、令和 4 年 12 月 31 日まででございます。それでは秋山様についてご説明申し上げます。秋山様は沖縄国際大学の准教授で沖縄戦・戦後史や平和学を専門とされており、南風原町史戦争編の編集にも携わっておりました。また、令和 3 年度からは宜野湾市史教育編の専門委員会委員を務めていただいております。市史編集の取り組みや、令和 5 年度の教育編刊行に対する助言をいただけるものと考えております。以上が議案第 11 号 宜野湾市史編集委員会編集委員補欠委員の委嘱に関する説明になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。質疑がございませんので、質疑を終わりたいと思いますがご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので質疑はこれにて終了いたします。これより宜野湾市史編集委員会補欠委員の委嘱についてを採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて、日程 11 議案第 11 号を終了いたします。

---

○知念春美 教育長 続きまして、日程 12「議案第 12 号 宜野湾市立学校施設の使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。本件に関する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。

○又吉直正 指導部長 それでは議案 12 号については、指導部よりご説明いたします。青色表紙の議案書 36 頁、それから新旧対照表は 39 頁、議案資料は 89 頁をお開き下さい。議案第 12 号 宜野湾市立学校施設の使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について、宜野湾市立学校施設の使用料徴収条例施行規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和 4 年 1 月 24 日提出、宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。提案理由でございます。宜野湾市立学校施設の使用料徴収条例の一部改正及び行政手続き及び内部手続きにおける押印等の見直しにより、当該規則の一部を改正する必要があるためでございます。それでは宜野湾市立学校施設の使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。黄色表紙の新旧対照表の 39 頁をご覧ください。様式第 1 号中、申請者の印について削除いたします。続きまして 40 頁をお開きください。様式第 3 号中、申請者の印を削除、また使用場所の屋内運動場の後に武道場、教室の後に地域連携室を加える項の改めでございます。最後に議案書に戻っていただきまして、39 頁をお開きください。附則でございます。この規則は令和 4 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上ご説明申し上げ、あとはご質疑にお答えしたいと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。知念委員お願いいたします。

○知念菜穂子 委員 使用場所についてですが、武道場と地域連携室が新たに加わったということで、例えば私が借りることが可能でしょうか。

○知念春美 教育長 指導課長お願いします。

○與那嶺哲 指導課長 ご説明いたします。これまでも武道場と地域連携室は貸出を行っていましたが、規則の中で明記するというので、今回規則を改正させていただきました。施設の利用については申請をすれば貸出可能です。

○知念春美 教育長 ほかにございますでしょうか。普天間委員お願いします。

○普天間みゆき 委員 地域連携室は PTA など本の読み聞かせのお母さんたちが利用していましたが、これまでは無料で借りられたのが、今回の改正で有料化になるのでしょうか。

それとも減免などございますか。

○知念春美 教育長 指導課長お願いします。

○與那嶺哲 指導課長 減免対象の団体がございまして、普天間委員がおっしゃったように PTA や学校関係団体は減免ですので、これまで通り無料で借用できます。

○普天間みゆき 委員 ありがとうございます。

○知念春美 教育長 よろしいでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますがご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので質疑はこれにて終了いたします。これより宜野湾市立学校施設の使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて、日程 12 議案第 12 号を終了いたします。続きまして、教育部、指導部からの連絡事項をお願いします。

---

(連絡事項)

1、 教育部

成人式の開催日延期について

2、 指導部

市内小中学校の新型コロナウイルス感染状況について

---

○知念春美 教育長 本日の会議はこれにて閉会いたします。大変お疲れ様でした。